

令和7年 4 月



長寿社会

いきいきガイド



共に支え合い 笑顔があふれる あたたかいまち にいみ

新見市

長寿社会いきいきガイド目次

高齢者に関わりのある事業やサービスを中心に内容を紹介していますのでご活用ください。
編集は、令和7年4月現在の内容です。制度など変更になる場合がありますので、ご利用の際には担当にお問い合わせください。

第1章 安心した暮らしを支援するサービス

① 相談窓口 P1～4

1 高齢者の総合相談窓口	(1)	2 人権・行政・登記相談	(1)
3 法律相談	(1)	4 心配ごと相談	(2)
5 消費生活相談	(2)	6 新見市生活相談支援センター	(2)
7 新見市男女共同参画プラザ	(2)	8 交通事故相談	(3)
9 年金相談	(3)	10 心の健康相談	(3)
11 新見法律相談センター	(4)		
12 にいみ24時間安全安心相談ダイヤル事業			(4)

② 日常生活の支援 P5～7

1 緊急通報事業	(5)	2 生活管理指導短期宿泊事業	(5)
3 日常生活用具給付事業	(6)	4 福祉用具の貸し出し	(6)
5 郵送による投票	(7)	6 高齢者等タクシー利用助成事業	(7)
7 難聴高齢者補聴器購入費助成事業	(7)		

③ 外出の支援 P8～10

1 市営（ふれあい）バスの運行	(8)	2 乗合タクシーの運行	(8)
3 福祉有償運送事業	(9)	4 福祉車両貸出事業	(9)
5 ほっとパーキングおかやま駐車場利用証制度			(9)
6 交通安全教室	(10)		

④ 在宅介護の支援 P11～14

1 介護手当	(11)	2 介護用品の給付	(11)
3 高齢者等住宅改造助成事業	(12)	4 在宅医療機器購入補助金	(12)
5 要介護者の障害者控除認定	(12)		
6 おむつの使用証明書による医療費控除認定			(13)
7 バリアフリー改修による固定資産税の減免			(13)
8 介護者の集い	(14)	9 くつろぎの家	(14)

⑤ 介護負担の軽減 P14

1 にいみオレンジカフェ（認知症カフェ）	(14)
----------------------	------

⑥ 経済的な支援 P15～16

1 養護老人ホーム措置（和みの郷かなや）	(15)
2 ケアハウスてっせい	(15)
3 ひとりぐらし老人等共同生活住宅（桜田荘）	(15)
4 生活福祉資金貸付事業	(16)
5 生活保護	(16)
6 生活困窮者自立支援制度	(16)

⑦ 権利擁護 P 17

- | | | | |
|---------------|------|----------|------|
| 1 高齢者虐待防止相談窓口 | (17) | 2 成年後見制度 | (17) |
| 3 日常生活自立支援事業 | (17) | | |

第2章 健やかな生活を支援するサービス

⑧ 健康づくり P 18～20

- | | | | |
|-----------------------|------|--|--|
| 1・2 生き生き健康アップ支援事業 | (18) | | |
| 3 運動ふれあい地域づくり支援事業 | (18) | | |
| 4 おでかけ健康教室 | (19) | | |
| 5 新見市健康増進施設（げんき広場にいみ） | (19) | | |
| 6 新見市大佐B&G海洋センター | (19) | | |
| 7 はり・きゅう・マッサージ助成 | (20) | | |

⑨ 認知症予防 P 20

- | | | | |
|----------------|------|--|--|
| 1 認知症予防講座 | (20) | | |
| 2 認知症サポーター養成講座 | (20) | | |

⑩ 医療・健康 P 21～24

- | | | | |
|--------------------|------|-------------|------|
| 1 国民健康保険 | (21) | 2 後期高齢者医療 | (21) |
| 3 特定健康診査 | (22) | 4 後期高齢者健康診査 | (22) |
| 5 人間ドック | (23) | 6 がん検診 | (23) |
| 7 高齢者肺炎球菌予防接種助成 | (24) | | |
| 8 高齢者インフルエンザ予防接種助成 | (24) | | |

第3章 生きがいに満ちた生活を支援するサービス

⑪ 生きがいづくり活動 P 25～26

- | | | | |
|------------------|------|--------------|------|
| 1 老人クラブ・老人クラブ連合会 | (25) | 2 シルバー人材センター | (25) |
| 3 ふれあいサロン | (26) | | |

⑫ 生きがいづくり活動施設について P 27～29

- | | | | |
|------------------|------|--------------|------|
| 1 老人憩いの家（温故館） | (27) | 2 哲西老人憩いの家 | (27) |
| 3 高齢者センター | (27) | 4 神郷地域福祉センター | (27) |
| 5 三坂生きがい活動支援センター | (28) | 6 新見美術館 | (28) |

⑬ 長寿のお祝い P 29

- | | | | |
|-------------|------|-----------|------|
| 1 長寿祝い金贈呈事業 | (29) | 2 敬老会助成事業 | (29) |
|-------------|------|-----------|------|

第4章 地域で見守り支援する活動 P 30～31

- | | | | |
|---------------|------|--------------|------|
| 1 ひとり暮らし高齢者訪問 | (30) | 2 避難行動要支援者支援 | (30) |
| 3 民生委員・児童委員 | (30) | 4 友愛訪問事業 | (30) |
| 5 福祉委員 | (31) | 6 地区社協 | (31) |
| 7 傾聴ボランティア訪問 | (31) | | |

第5章 主な高齢者施設一覧 P 32～34

市内の高齢者が利用する施設を紹介しています。

第1章 安心した暮らしを支援するサービス

高齢者の方が、住み慣れた地域で、安心して暮らすことができるように、様々なサービスを行っています。

① 相談窓口

高齢者の総合的な相談だけでなく、内容に応じた相談窓口を設けています。

1 高齢者の総合相談窓口

生活全般の悩みや困りごとに対して、保健師・社会福祉士・介護支援専門員などの専門職が対応し、適切なサービスの紹介や解決のための支援をします。

対象の人 新見市にお住まいの高齢者やその家族

費用 無料

内容 窓口または電話での相談を随時行っており、必要な場合は自宅への訪問も可能です

問い合わせ先 地域包括支援センター ☎72-6209

2 人権・行政・登記相談

人権擁護委員・行政相談委員・司法書士がそれぞれの相談に応じます。

対象の人 新見市にお住まいの人

費用 無料

内容 毎月第3水曜日（祝日の場合は変更になります）9時～12時

／新見市役所南庁舎

（各支局でも定期的に開催しています）

問い合わせ先 総務課 ☎72-6204

3 法律相談

弁護士が相談に応じます。

対象の人 新見市にお住まいの人

費用 無料

内容 毎月第3水曜日（祝日の場合は変更になります）10時～15時

／新見市地域福祉センター

※事前に新見市社会福祉協議会☎72-7306まで電話予約が必要です

問い合わせ先 新見市社会福祉協議会 ☎72-7306

4 心配ごと相談

民生委員・児童委員が、生活全般にかかる悩みごとや心配ごとなどの相談に応じます。

対象の人 新見市にお住まいの人

費用 無料

内容 毎月第3水曜日（祝日を除く）9時～12時／新見市役所南庁舎

問い合わせ先 新見市社会福祉協議会 ☎72-7306

5 消費生活相談

専門相談員による消費生活相談です。

対象の人 新見市にお住まいの人

費用 無料

内容 注文していない商品を送りつけられ代金を請求される被害や、家庭訪問により不審な商品を購入させられる被害など、各種消費者トラブルの相談に応じます

毎月第1木曜日：10時30分～15時／ふれあい会館

問い合わせ先 交通対策課 ☎72-6122



6 新見市生活相談支援センター

生活困窮者の自立支援のための相談窓口及び支援機関です。

対象の人 経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなる恐れのある人やその家族など

費用 無料

内容 生活困窮者自立支援制度の相談窓口として、新見市社会福祉協議会内に設置し、相談支援員、家計改善支援員、就労支援員が相談及び自立支援に当たります

問い合わせ先 新見市生活相談支援センター（新見市社会福祉協議会内）☎88-6588

7 新見市男女共同参画プラザ

対人関係や家庭のこと、配偶者やパートナー・恋人からの暴力など、さまざまな悩みや問題について解決のお手伝いをします。窓口または電話で、女性相談員が相談をお受けします。

対象の人 新見市にお住まいの人など

費用 無料

内容 毎週水・木・金曜日9時15分～17時15分（祝日・年末年始は除く）
／新見公民館内

問い合わせ先 新見市男女共同参画プラザ ☎72-6159

総合政策課 ☎72-6143

8 交通事故相談

交通事故相談員が、交通事故に関する悩みごとやトラブルについて対応します。

対象の人 新見市にお住まいの人

費用 無料

内容 毎月第2金曜日：10時～15時／ふれあい会館
完全予約制です

※相談日の1週間前までに下記問い合わせ先へ予約が必要です

問い合わせ先 岡山県交通事故相談所 ☎086-226-7334

9 年金相談

年金について日本年金機構高梁年金事務所の職員が相談に応じます。

対象の人 新見市にお住まいの人

費用 無料

内容 毎月第2・4木曜日（祝日の場合は前日）：9時45分～15時30分
／新見商工会議所
完全予約制です

※予約は相談日の前日までに、下記問い合わせ先へ

問い合わせ先 日本年金機構高梁年金事務所 ☎0866-21-0570
自動音声案内「1」を選択後、「2」を選択

10 心の健康相談

心のバランスが失われ、眠れない、気分が落ち込む、イライラして仕事や勉強に集中できないなど、精神的不調について、精神科医師が専門相談に応じます。

対象の人 新見市にお住まいの人

費用 無料

内容 原則毎月第1木曜日開催（4月・8月を除く）／15時～17時
／岡山県備北保健所新見支所（必要に応じて家庭訪問も可能です）

※予約制ですので相談の2日前までにご連絡ください

問い合わせ先 岡山県備北保健所新見支所 ☎72-5691
保健師による相談は随時行っています



11 岡山弁護士会 新見法律相談センター

家庭、借金、不動産、消費者、労働関係などの問題に弁護士が相談に応じます。

対象の人 新見市にお住まいの人

費用 相談料：40分以内5,500円(消費税込) ただし、交通事故相談は無料
新見市に住民票がある人に、無料券(年度に1回、無くなり次第終了)を交付します

無料券の交付を希望する人は、事前に総務課へご連絡ください

内容 毎週月曜日(祝日・年末年始は除く):13時10分~16時20分
／新見市役所南庁舎

※事前の電話予約が必要です

問い合わせ先 岡山弁護士会 ☎086-234-5888(予約受付専用)
(受付/9時~16時30分 土・日・祝日を除く)



12 にいみ24時間安全安心相談ダイヤル事業

急な病気や健康、家族の介護などについて、医師、保健師、看護師などの専門職が24時間・年中無休・無料で電話相談に応じます。

対象の人 新見市にお住まいの人

フリーダイヤル 0120-337-089

費用 通話料・相談料無料

内容 固定電話または携帯電話から専用のフリーダイヤルに電話をかけて病気や健康などについて相談が可能です

問い合わせ先 健康医療課 ☎72-6130



② 日常生活の支援

高齢や身体の状態の理由で日常生活に支援が必要な方に、内容によって次のサービスを行っています。

1 緊急通報事業

告知放送機器に緊急通報機能をつけて、緊急時にボタンを押すと、協力員等に音声放送またはメール送信で緊急事態を知らせる事ができます。

対象の人 65歳以上の高齢者、療育・精神・身体等障害者手帳所持者

費用 無料

内容 緊急時に告知放送機器のボタンを押すことで、あらかじめ登録している協力員等へ音声放送及びメールで、緊急事態を知らせます

問い合わせ先 高齢者支援課 ☎72-6125



2 生活管理指導短期宿泊事業

基本的な生活習慣が欠如していたり、対人関係が成立しないなど、社会適応困難な高齢者を一時的に老人ホームなどへ入所していただき、日常生活に対する指導支援を行います。

対象の人 要介護認定で自立の概ね65歳以上の高齢者のみの世帯で、日常生活に支援を要する人

費用 生活保護世帯：施設が定める食費

その他の世帯：1日あたり920円及び施設が定める食費

内容 1か月あたり6日まで入所し、指導支援を受けます

問い合わせ先 高齢者支援課 ☎72-6125

3 日常生活用具給付事業

日常生活の自立促進・介護予防のため日常生活用具の給付をしています。

給付用具	品目等	基準額	対象者
歩行支援用具	手すり、スロープ、歩行器等	40,000 円	要介護認定で自立と判定されながらも、生活に支援を要するおおむね65歳以上の高齢者
入浴補助用具	入浴椅子、バスマット、浴槽手すり等	60,000 円	
腰掛便座	ポータブルトイレ、便座（和式便器にかぶせるタイプ）	12,000 円	
電磁調理器	電磁による調理器であって、高齢者が容易に使用できるもの	41,000 円	おおむね65歳以上で、心身機能の低下に伴い、防火等の配慮が必要なひとり暮らし高齢者

※ 利用者負担額 基準額の1割相当額 + 利用者の属する世帯の階層区分別負担額（0円～全額） + 基準額超過額

問い合わせ先 高齢者支援課 ☎72-6125

4 福祉用具の貸し出し

在宅生活に必要な福祉用具（電動ベッド、車いす）の貸し出しをします。

対象の人 ベッド…電動ベッドが必要な人で、介護保険サービスでベッドのレンタルができない人（要支援1・2、要介護1）

車いす…けがや病気等で一時的に車いすが必要な人

費用 ベッド…運搬に係る費用のみ自己負担 / 車いす…無料

内容 新見市内にお住まいの人にベッドや車いすを貸し出します

問い合わせ先 新見市社会福祉協議会 ☎72-7306



5 郵送による投票

体が不自由な人の投票機会を確保します。

対象の人 要介護5、身体障害者1級から3級の一部、戦傷病者特別項症から第3項症の一部
内 容 自宅などで投票し、郵便で選挙管理委員会へ送付することによる投票制度です

※事前手続きが必要です

問い合わせ先 選挙管理委員会 ☎72-6152

6 高齢者等タクシー利用助成事業

運転免許を保有していない高齢者や障がい者等のタクシー利用料金を助成します。

対象の人 運転免許を保有していない新見市にお住いの人、かつ、下記要件のいずれか1つに該当する人

- ①75歳以上の人
- ②要介護1以上の認定を受けている人
- ③身体障害者手帳1・2級をお持ちの人
- ④療育手帳Aをお持ちの人
- ⑤精神保健福祉手帳1級をお持ちの人

内 容 1枚500円の助成券を交付します
1カ月6枚最大72枚(36,000円分)

※申請が必要です

問い合わせ先 高齢者支援課 ☎72-6125



7 難聴高齢者補聴器購入費助成事業

加齢により耳が聞こえにくくなり、日常生活に不便を感じている高齢者を対象に、補聴器の購入に要する費用の一部を助成します。

対象の人 下記の①～⑤の条件をすべて満たしている人

- ①市内に住民票のある人
- ②65歳以上の人
- ③次のア、イいずれかに該当する聴覚障害による身体障害者手帳を持っていない人
(障害者手帳の交付対象とならない中程度難聴の人)
 - ア 両耳の聴力が40dB以上70dB未満
 - イ 片方の聴力が70dB以上90dB未満かつもう片方の聴力が40dB以上50dB未満
- ④市税等に滞納のない人
- ⑤過去にこの助成をうけていない人

内 容 補聴器購入にかかる費用の内、上限30,000円まで

※耳鼻科を受診後、専門業者(認定補聴器専門店、認定補聴器技能者)からの購入したものに限ります

問い合わせ先 高齢者支援課 ☎72-6125

③ 外出の支援

外出にお困りの方へ、次のサービスを行っています。

1 市営（ふれあい）バスの運行

路線バス・市営バスのバス停から遠い地域の人に対し、通院（診療所）などの交通手段確保のためバスを運行しています。

費用 1乗車200円（往復利用の場合は300円）
内容 事前予約により、利用者宅近くまで迎えに行きます
（事前に利用登録が必要です）

問い合わせ先 対象地域等については、お問い合わせください
交通対策課 ☎72-6122



2 乗合タクシーの運行

日常生活に必要な交通手段確保のため運行区域ごとに乗合タクシーを運行しています。

費用 運行区域内：1乗車300円
（各種障がい者手帳及びおかやま愛カード所有者の場合は半額）
内容 ・大佐乗合タクシー
・神郷乗合タクシー
・新見北部乗合タクシー
・哲多・新見南西部乗合タクシー
・哲西乗合タクシー
事前予約により、利用者宅近くまで
迎えに行きます
（事前に利用登録が必要です）

問い合わせ先 運行区域、運行業者等については、お問い合わせください
交通対策課 ☎72-6122



3 福祉有償運送事業

単独で公共交通機関の利用が困難で、移動に制約のある人の外出の手助けとして、低料金で福祉車両で送迎するサービスをしています。

対象の人 要支援・要介護認定者・障がい者

費用 有料

内容 福祉車両による低料金の送迎サービス（事業者への登録が必要）

対 象 事 業 所	住 所	電 話
NPO法人 NPOきらめき広場	新見市哲西町矢田3604	88-8112
NPO法人 新見地区腎友会 （※新見クリニックにおいて人工 透析を受けている方のみ）	新見市西方450	72-8183
一般社団法人 花つばき	新見市高尾232-2	71-3030

4 福祉車両貸出事業

在宅の障がい者、傷病者の外出支援を行います。

対象の人 福祉車両（車いす対応車など）での移動が必要な市内に居住する人またはその家族

費用 無料（ただし、使用した燃料は給油して返却してください）

内容 車いすを利用されている人などが、通院や入退院、レクリエーションへの参加の際に、福祉車両（車いす対応車など）を貸し出します（事前予約が必要です）

問い合わせ先 新見市社会福祉協議会 ☎72-7306

5 ほっとパーキングおかやま駐車場利用証制度

身体障害者等用駐車場の必要な人が、より利用しやすくするための制度です。

対象の人 高齢者：介護保険の要介護区分で要介護1～5の歩行が困難な人

その他身体障害者・療育・精神の手帳所持者など

費用 無料

内容 身体に障がいのある方や高齢者、難病のある方などが車いすマーク駐車場（身体障害者等用駐車場）を利用しやすいように、駐車場利用証を交付します

問い合わせ先 福祉課 ☎72-6126

6 交通安全教室

高齢者に交通安全に対する関心を持ってもらうために交通安全教室を開催しています。

対象の人 高齢者

内 容 警察署や各公民館と連携して交通教室を開催し、反射材の普及啓発などを行うとともに、地域で交通マナーの向上を図ります

※随時開催しますので、日時・場所などをご相談ください

問い合わせ先 交通対策課 ☎72-6122 新見警察署 地域交通課 ☎72-0110



④ 在宅介護の支援

高齢者を在宅で介護されていて支援の必要な人へ、次のサービスを行っています。

1 介護手当

要介護者または認知症の高齢者を、自宅で介護している家族に対して介護手当を支給します。

対象の人 下記要件①または②に該当する高齢者を、在宅で介護している本市に住所があり居住している人に介護手当を支給します

① 本市に住所があり居住している65歳以上で要介護4以上の人

② 本市に住所があり居住している65歳以上で要介護1～3で、認知症高齢者の日常生活自立度がⅢa以上の人（申請書を提出いただいて照会します）

注）日常生活自立度がⅢa以上の人の判断基準は、「日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする状態」で、具体的には、やたらに物を口に入れる、徘徊、失禁、大声・奇声をあげる、不潔行動や妄想、自傷など著しい精神症状や問題行動が見られる状態等があげられます

内 容 月額10,000円（在宅での介護が15日未満の月は支給されません）
（9月および3月に半期分の状況報告書を提出いただいて給付します）

※申請は随時で、民生委員または介護支援専門員の証明が必要です

問い合わせ先 高齢者支援課 ☎72-6125



2 介護用品の給付

寝たきりなどの人を在宅で介護している本市に住所がある人に介護用品を給付します。

対象の人 市民税非課税世帯に属する介護保険の要介護4または5の認定を受けている人を在宅で介護している人（本市に住所があり居住している人）

内 容 対象となる介護用品を市が指定する業者にて購入できる給付引換券を交付します
（1ヶ月6,250円）

※毎年6月に現況届の提出が必要です

問い合わせ先 高齢者支援課 ☎72-6125

3 高齢者等住宅改造助成事業

高齢者及び重度身体障害者（児）の居宅での生活を容易にし、介護者の負担を軽減するため、住宅を高齢者などの居住に適するよう改造する場合、必要な工事費用の一部を助成します。

- 対象の人 ① 介護保険の要介護認定を受けた65歳以上の人で、介護保険料の区分が第1段階から第5段階の人
② 身体障害者手帳所持者（肢体不自由障害1級、2級）で、本人が市民税非課税の人

内 容 対象経費の2／3以内の額を助成します（上限333,000円）
（工事終了後、施工業者に代金を支払っていただいて、その後費用の一部を補助金として交付します）

対象経費…手すりの取付け、段差解消、滑りにくい床材への改修、便器の改修など
※工事後の相談は受け付けられませんので、必ず事前にご相談下さい

※介護保険の住宅改修の給付（上限180,000円）と併せて受けることができます

問い合わせ先 高齢者支援課 ☎72-3148

4 在宅医療機器購入補助金

健康状態の保持・増進のため、在宅の重度身体障害者または寝たきりの高齢者で医師が必要と認める人に、医療機器の購入助成をします。

内 容 購入金額の1／2以内を助成します
（上限 ネブライザー：20,000円、卓上小型吸引器：35,000円）

問い合わせ先 福祉課 ☎72-6126

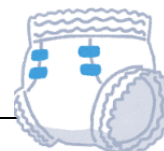
5 要介護者の障害者控除認定

障害者手帳を持たない人でも、障がいの程度が知的障害または身体障害者に準ずると認められた場合、所得税、住民税の控除が受けられます。

対象の人 要介護認定を受けている65歳以上の寝たきり高齢者や認知症高齢者本人

内 容 申請により、基準に該当した場合に、社会福祉事務所長が「障害者控除認定書」を発行し、確定申告時に提出することで障害者控除が受けられます

問い合わせ先 高齢者支援課 ☎72-6125



6 おむつの使用証明書による医療費控除認定

おむつ代が医師による治療を受けるため直接必要な経費であると判断された場合、医療費控除が受けられます。

対象の人 傷病により概ね6ヶ月以上寝たきりであり、おむつの使用について医師が必要と認めた人

内 容 対象者が要介護認定を受けている人は、申請により基準に該当の場合に、「おむつ代の医療費控除に係る主治医意見書内容確認証明書」を市が発行します（無料）
（基準に非該当の場合は、証明できません。医師による「おむつ使用証明書」が必要となります。）

※「おむつ使用証明書」または「おむつ代の医療費控除に係る主治医意見書内容確認証明書」と、おむつ代領収書を確定申告時に提出して医療費控除が受けられます

※医療費控除は、支払った医療費に応じて所得税を計算し直すもので、支払った医療費が返金されるものではありません

問い合わせ先 高齢者支援課 ☎72-6125

7 バリアフリー改修による固定資産税の減免

バリアフリー改修を行った住宅の固定資産税が減免される場合があります。

対象の人 65歳以上、または要介護認定を受けている（要介護・要支援）人、または障がい者

内 容 バリアフリー改修工事を行った住宅（賃貸住宅を除く）の固定資産税額（100㎡相当分までに限る）が、翌年分のみ1/3減額されます（1回のみ）

〈住宅の要件〉

- ・新築された日から10年以上を経過し、上記「対象の人」が居住している
- ・改修後の住宅の床面積が50㎡以上280㎡以下、かつ居住部分の割合が全体床面積の1/2以上
- ・令和8年3月31日までに工事が完了し、改修工事費用の補助金を除く自己負担額が50万円以上

※改修後3ヶ月以内に、税務課にて申告が必要です

問い合わせ先 税務課 ☎72-6117



8 介護者の集い

在宅介護支援・介護者のリフレッシュのために介護者の集いを開催しています。

対象の人 介護をしている人

費用 参加費有り

内容 介護者のリフレッシュや介護者同士の交流活動、介護技術向上のための学習活動などを実施します（年2回程度）

問い合わせ先 新見市社会福祉協議会 ☎72-7306

9 くつろぎの家

在宅介護支援・介護者のリフレッシュのために開催しています。

対象の人 介護者の集い（上記）当日に居宅サービスなどの利用が困難な人

費用 参加費有り

内容 介護者が介護者の集いに参加している要介護者の一時預かりをします（年3回程度）

問い合わせ先 新見市社会福祉協議会 ☎72-7306

⑤ 介護負担の軽減

認知症の人と家族を支援するために、次のサービスを行っています。

1 にいみオレンジカフェ（認知症カフェ）

認知症の人を支えるつながりを支援し、認知症の人の家族の介護負担の軽減を図ります。

対象の人 認知症の人とその家族、地域住民、専門職など誰でも参加できます

費用 1回100円～200円程度

内容 認知症の人や介護者、地域住民、専門職など、誰もが気軽に集まり、お茶を飲みながら交流したり、スタッフに相談できるつどい입니다

※開催日・内容・費用などは、各カフェへ直接お問い合わせください

カフェ名称	実施者	電話
おれんじカフェおおさ	小規模多機能ホームわきあいあい （大佐小阪部）	98-3737
認知症カフェきらめき	NPOきらめき広場 （哲西町矢田）	88-8112
ピオーラカフェ	新見市社会福祉協議会 （金谷）	72-7306
ゆずり葉カフェ	特別養護老人ホームゆずり葉 （新見）	72-0077

問い合わせ先 地域包括支援センター ☎72-6209

⑥ 経済的な支援

経済的に困りの人のために、次のサービスを行っています。

1 養護老人ホーム措置（和みの郷かなや）

環境上及び経済的な理由で居宅生活が困難な人を養護します。

対象の人 65歳以上で経済的および環境上の理由で居宅生活が困難な擁護者のいない人、家族や住居の状況から現在の状況では生活が困難な人で、市民税の所得割を課せられていない場合

費用 収入により負担があります

内容 養護老人ホームの入所措置を行うため、高齢者支援課への申請及び調査が必要になります

問い合わせ先 高齢者支援課 ☎72-6125

2 ケアハウスてっせい

自立した生活に不安のある高齢者が、必要な支援を受けながら生活する施設です。

対象の人 60歳以上（夫婦の場合どちらか一方が60歳以上）で、独立生活に不安で家族の援助が困難な人

費用 収入により負担があります

内容 身体機能の低下、または高齢などのため、独立して生活するには不安が認められる人で、家族による援助が困難な人が低料金で利用できます（定員15人）

問い合わせ先 ケアハウスてっせい（指定管理者：哲西福社会） ☎94-3533

3 ひとりぐらし老人等共同生活住宅（桜田荘）

共同生活による社会的孤立感の解消と健全な社会生活を送るための施設です。

対象の人 独居、要介護者で自立生活のできる人

費用 12,000円／月（光熱水費は実費）

内容 経済的や家庭的理由などで独居生活が困難な高齢者が共同生活することで、社会的孤立感の解消と健全な社会生活を営むことを目的とした施設です（6室）

問い合わせ先 恵愛会（指定管理者） ☎98-3600



4 生活福祉資金貸付事業

低所得者などの経済的支援および在宅福祉と社会参加の促進を図ります。

対象の人 低所得者、障がい者、高齢者世帯

内 容 低所得者、障がい者、高齢者世帯への貸付と必要な相談支援を行います

問い合わせ先 新見市社会福祉協議会 ☎72-7306

5 生活保護

生活に困窮する人の程度に応じて必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、自立を助けます。

対象の人 生活保護の要否判定により保護を要すると認められる人

内 容 最低生活費と収入を比較し、不足する部分を補償する制度です（生活扶助費や住宅扶助費などを支給します）

問い合わせ先 福祉課 ☎72-6126

6 生活困窮者自立支援制度

失業や家計等の事情で経済的な困窮状態に陥っている人に対して、自立に関する相談支援を実施し、自立の促進を図ります。

対象の人 経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなる恐れのある人やその家族など

（失業者、ホームレス、ひきこもり、障がい疑われる人など）

内 容 （1）自立相談支援事業

（2）家計改善支援事業

（3）住居確保給付金の支給に関する相談

問い合わせ先 生活相談支援センター（新見市社会福祉協議会内） ☎88-6588



⑦ 権利擁護

高齢者の生命や権利、財産を守るために次の制度・サービスがあります。

1 高齢者虐待防止相談窓口

高齢者の権利が侵害されて、生命や健康、生活が損なわれるような事態が予測される場合には、必要な支援や対応を行い、高齢者の権利や財産を擁護します。

費用 相談は無料

内容 高齢者が、家族や施設職員等から、介護・世話の放棄、身体的・心理的・経済的・性的虐待を受けた場合の相談や対応を行います
気になることがあればご相談ください

問い合わせ先 地域包括支援センター ☎72-6209

2 成年後見制度

認知症や障がいなどで判断能力が十分でない人の権利と財産を守ります。

費用 相談は無料

内容 認知症や障がいなどにより判断能力が低下したため、財産管理、契約などの法律行為を行うことが困難な人を保護、支援する制度です
気になることがあればご相談ください

問い合わせ先 地域包括支援センター ☎72-6209

新見市成年後見相談センター（新見市社会福祉協議会内）☎72-7306

3 日常生活自立支援事業

判断能力が不十分な人へ福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理の支援を行います。

対象の人 新見市にお住まいの認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など

費用 有料

内容 安心した生活が送れるように、福祉サービスの手続き、通帳・印鑑の管理、お金の出し入れの支援を行います

問い合わせ先 新見市社会福祉協議会 ☎72-7306

第2章 健やかな生活を支援するサービス



生涯を通じて健康に暮らせるよう、高齢者に適切な運動習慣等を身につけてもらうための取組の支援や、疾病の早期発見・早期治療ができるよう健康診査受診の環境を整えています。

⑧ 健康づくり

健康づくりをしたいときに次のサービスを行っています。

1 生き生き健康アップ支援事業（げんき広場版）

運動習慣を身につけ、健康増進・介護予防を図るため、健康増進施設を利用し、健康教室を実施します。

対象の人 概ね20歳以上の人

費用 その都度費用が設定されます

内容 げんき広場にいみで、専門の指導者による「健康づくり教室」を実施します
教室の開催については、市報等でお知らせします

問い合わせ先 健康医療課 ☎72-6129

げんき広場にいみ ☎71-2168

2 生き生き健康アップ支援事業（地域版）

運動習慣を身につけ、健康増進・介護予防を図るため、地域の公民館を利用し、介護予防・運動教室を実施します。

対象の人 概ね65歳以上の高齢者

費用 実施団体で設定されます

内容 専門の指導者による「健康づくり教室」
公民館や地域団体に事業を委託し「介護予防・運動教室」を実施します
具体的な内容は、委託先の公民館、地域団体等が指導者と相談して決めます
詳しくは、公民館・地域団体等が配布する募集案内をご覧ください

問い合わせ先 健康医療課 ☎72-6129

3 運動ふれあい地域づくり支援事業

体力維持、転倒予防のための軽い運動、閉じこもり予防等のための交流を、地域の公民館等を利用し実施します。

対象の人 概ね65歳以上の高齢者

費用 実施団体ごとに設定されます

内容 専門の指導者による運動、介護予防の交流
公民館や地域団体等に事業を委託し実施します

詳しくは、公民館・地域団体等が配布する募集案内をご覧ください

問い合わせ先 健康医療課 ☎72-6129

4 おでかけ健康教室

生活習慣病予防から介護予防まで幅広く、生活習慣の見直しや改善ができるよう、地域でオーダーメイドの講話、健康相談を実施します。

対象の人 5人以上のグループ（年3回まで／1団体）

費用 無料

内容 保健師・栄養士・健康運動指導士が各地域の公民館や集会所等に出向き、健康や食育に関する講話や運動指導を行います

問い合わせ先 健康医療課 ☎72-6129

5 新見市健康増進施設（げんき広場にいみ）

スポーツを通じた健康増進、リラクゼーション及びコミュニケーションの場を提供します。高齢者の利用に割引があります。

対象の人 新見市にお住まいの65歳以上の人

利用料 【個別利用】2時間利用：770円（各施設毎）

1日利用：1,200円（全施設利用可）

【会員利用】月額：6,050円／年額：66,550円

※65歳以上の高齢者の利用料は割引となっています

内容 プール、ジム、スタジオの利用

問い合わせ先 げんき広場にいみ ☎71-2168

6 新見市大佐B&G海洋センター

水中ウォーキングなどプールを通じた健康増進の場を提供します。高齢者の利用に割引があります。

対象の人 65歳以上の高齢者

費用 65歳以上の高齢者のプール使用料金は一般の半額の170円となります

※休館日 月曜日（月曜日が祝日の場合は、休館日を翌日に振り替えます）

問い合わせ先 新見市大佐B&G海洋センター ☎98-3700

大佐支局 ☎98-2111



7 はり・きゅう・マッサージ助成

視覚障害のある人の就労継続と開業支援のため、指定の事業所ではり、きゅう、マッサージを利用された場合に助成があります。

対象の人 新見市にお住まいの人

費用 1回あたり500円

内容 指定の事業所で、はり、きゅう、マッサージのサービスを利用された市民に対し、申請により助成します

利用後1年以内に申請してください

問い合わせ先 福祉課 ☎72-6126



⑨ 認知症予防

認知症予防のために次のサービスを行っています。

1 認知症予防講座

各地区のサロンや地区住民の集まりで、認知症に関する知識の普及に努めるため、認知症予防講座を開催しています。

対象の人 地域住民団体など（概ね10人以上の集まる場）

費用 無料

内容 講話とiPadにさわって認知症予防を行います

問い合わせ先 地域包括支援センター ☎72-6209

2 認知症サポーター養成講座

認知症について、正しい知識と理解を持って、認知症の人やその家族の支援をする認知症サポーターを養成する講座です。

対象の人 職場、町内会、学校など（5人程度集まる場）

費用 無料

内容 「認知症サポーター養成講座」（1時間半）を受講していただくことでどなたでも認知症サポーターになれます

問い合わせ先 地域包括支援センター ☎72-6209



⑩ 医療・健康

生涯を通じて健康を守るため、
次の医療制度・サービスがあります。

1 国民健康保険

勤務先の保険に加入されている人や、生活保護を受けている人、後期高齢者医療制度に加入している人以外の75歳未満の人は、国民健康保険の加入者となります。

- 対象の人 勤務先の保険に加入している人や生活保護受給者以外の人、後期高齢者医療制度に加入している人以外の75歳未満の人
- 内 容 加入や脱退のときは、14日以内に届け出が必要となります
- ・70歳未満の方の自己負担額は3割（未就学児は2割）
 - 70歳以上の方の自己負担額は3割・2割で、前年の所得で毎年判定します
 - ・コルセットなどの補装具を購入した場合、医療費が高額になった場合などに給付があります
 - ・医療機関でマイナンバーカードの保険証利用ができます（事前登録が必要）

問い合わせ先 市民課 ☎72-6123

2 後期高齢者医療

75歳以上の人で生活保護を受けている人以外は、後期高齢者医療制度に加入します。

- 対象の人 75歳以上の生活保護受給者以外の人
- 65歳以上75歳未満で一定の障害があり認定を受けた人
- 内 容 ・保険料は、原則年金から天引きされますが、資格を取得して間もない人や年金の金額によって、普通徴収（納付書や口座振替）での納付となる場合があります
- ・自己負担額は1割・2割・3割で、前年の所得で毎年判定します
 - ・コルセットなどの補装具を購入した場合、医療費が高額になった場合などに給付があります
 - ・医療機関でマイナンバーカードの保険証利用ができます。（事前登録が必要）

問い合わせ先 市民課 ☎72-6123

3 特定健康診査

40歳以上新見市国民健康保険被保険者を対象に、特定健康診査を実施します。

対象の人 40歳以上の新見市国民健康保険被保険者

自己負担額【集団検診】 40歳～49歳：無料

50歳～69歳：1,300円 70歳以上：無料

【個別検診】 40歳～49歳：無料

50歳～69歳：1,800円 70歳以上：900円

内 容 40歳以上の新見市国民健康保険被保険者を対象に、メタボリックシンドロームの早期発見により、生活習慣病の発症・進行を防ぐため、特定健康診査を実施します

【集団検診】 市内の検診会場で実施 8月～9月

【個別検診】 市内の指定医療機関で実施 6月～翌年1月

問い合わせ先 市民課 ☎72-6123

4 後期高齢者健康診査

新見市に住所を有する後期高齢者医療被保険者を対象に、健康診査を実施します。

対象の人 新見市に住所を有する後期高齢者医療被保険者

費 用 【集団検診】：無料

【個別検診】：900円

内 容 後期高齢者医療被保険者を対象に、生活習慣病の発症・進行を防ぐため、健康診査を実施します

【集団検診】：市内の検診会場で実施 8月～9月

【個別検診】：市内の指定医療機関で実施 6月～翌年1月

問い合わせ先 市民課 ☎72-6123

5 人間ドック

40歳以上の新見市国民健康保険被保険者及び後期高齢者医療被保険者を対象に、検査費用を助成し、対象者の健康増進を図ります。

- 対象の人 40歳以上の新見市国民健康保険被保険者・後期高齢者医療被保険者
※国民健康保険税の滞納がある世帯の人、後期高齢者医療保険料の滞納がある人は助成の対象となりません
※対象者の条件を満たしていない場合は全額自己負担になります
- 費用 自己負担：【国保被保険者】人間ドック費用の3割
【後期被保険者】20,800円（短期ドック）
- 内容 被保険者の健康増進、保持を目的として、短期ドック（*）、脳ドック、乳がん検診、子宮頸がん検診、前立腺検査の検査費用を助成します
（*）後期被保険者は短期ドックのみの助成です
市内・外の指定医療機関で6月～翌年1月末まで実施します ※申込期間は4～5月
- 問い合わせ先 市民課 ☎72-6123

6 がん検診

がんの早期発見・早期治療につなげるためがん検診を実施します。

- 対象の人 20歳以上の市民
※各種がん検診によって対象年齢は異なります
- 費用 自己負担有り（年齢・検診により異なります）
- 内容 結核・肺がん検診（胸部レントゲン検査）、胃がん検診（胃レントゲン検査または内視鏡検査）、胃ABC検診（血液検査）、大腸がん検診（便潜血検査）、前立腺がん検診（血液検査）、肝炎ウイルス検診（69歳以下で1度も検査を受けたことがない人）、子宮頸がん検診（内診・細胞診）、乳がん検診（マンモグラフィ検査）
- 開催 【集団検診】総合検診 8月～9月中旬
女性のがん検診 9月～10月上旬
【個別検診】6月～1月 市内の実施医療機関（事前に予約が必要です）
※対象年齢・費用・集団検診日程・実施医療機関など、がん検診に関する詳細は「健康づくりガイドブック」を参照してください
- 問い合わせ先 健康医療課 ☎72-6129

7 高齢者肺炎球菌予防接種助成

肺炎球菌予防接種費用の助成を行っています。

対象の人 ①～③全てに該当する人（ただし、生涯に1回のみ）

① 65歳の人、年度内に60～64歳になる人で、心臓・じん臓・呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が極度に制限される人

②過去5年間、肺炎球菌予防接種を受けていない人

③過去に、市の助成を受けて肺炎球菌予防接種をしたことがない人

内 容 接種に係る費用のうち、3,000円を助成（差額は自己負担）

※事前に接種券の申請が必要です

問い合わせ先 健康医療課 ☎72-6129

8 高齢者インフルエンザ予防接種助成

インフルエンザ予防接種費用の助成を行っています。

対象の人 接種日において65歳以上の人または、60～64歳の人で、心臓・じん臓・呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が極度に制限される人

内 容 接種費用：1,800円のうち（【1】市民税非課税世帯：1,000円（要助成券）、
【2】生活保護受給：無料（要無料券））を助成（差額は自己負担）

※【1】、【2】に該当する人は、事前に助成券・無料券の申請が必要です

接種期間 10月～翌年1月末

問い合わせ先 健康医療課 ☎72-6129



第3章 生きがいに満ちた生活を支援するサービス

高齢者の趣味や交流・生きがいを促進し、高齢者が社会参加しやすい環境づくりを進め、高齢者の地域貢献活動や就労を支援します。



⑪ 生きがいつくり活動

生きがい活動や社会参加活動のために次のサービス・事業を行っています。

1 老人クラブ・老人クラブ連合会

高齢者の生きがいつくり、健康づくり及び安心安全なまちづくり活動などを行う団体です。

対象の人 概ね60歳以上の高齢者

内 容 地域社会活動への参加（防犯パトロール、小中学生との交流）、友愛活動、健康増進活動、生涯学習活動などを、各クラブ毎に行っています

市から活動費の助成があります

単位クラブ数 新見地区 33クラブ 大佐地区 8クラブ

神郷地区 7クラブ 哲多地区 17クラブ

哲西地区 9クラブ

問い合わせ先 高齢者支援課 ☎72-6125

新見市社会福祉協議会（新見市老人クラブ連合会事務局） ☎72-7306

2 シルバー人材センター

高齢者が働くことを通じて生きがいを得るとともに、地域社会の活性化に貢献する組織です。

対象の人 市内居住の概ね60歳以上の健康で働く意欲のある人

※会員登録が必要です（年会費2,000円）

内 容 庭木の剪定、草刈り・草取り、お墓の清掃、農作業支援、家事援助、家屋内清掃、賞状・宛名書きなど、経験と能力が生かせる、臨時的・短期的で軽易な業務を斡旋しています

問い合わせ先 新見市シルバー人材センター ☎71-2134



3 ふれあいサロン

介護予防や閉じこもり防止につながる活動として、地域住民の集いの場や情報交換の場として実施しています。

対象の人 地域住民

費 用 サロン毎に実費を徴収（昼食代、材料代など）

内 容 茶話会・レクリエーション・手芸など（各サロンで企画）

社協から活動助成があります（諸条件あり）

レクリエーション用具（ゲームなど）の貸し出しをします（事前予約が必要です）

問い合わせ先 新見市社会福祉協議会 ☎72-7306



⑫ 生きがいきづくり活動施設



生きがいきづくりの活動施設として次の施設があります。

1 老人憩いの家（温故館）

高齢者の心身の健康保持、健康の増進、教養の向上、レクリエーション等の提供の場として、老人憩いの家を運営しています。

対象の人 60歳以上の高齢者

費用 無料

内容 趣味、教養の向上、集会に利用できます（和室2室、集会室22畳）

問い合わせ先 温故館（指定管理者：新見市シルバー人材センター） ☎72-5314

2 哲西老人憩いの家

高齢者の心身の健康保持、健康の増進、教養の向上、レクリエーション等の提供の場として、老人憩いの家を運営しています。

対象の人 高齢者

費用 1回500円

内容 趣味、レクリエーション活動に利用できます（ビリヤード、囲碁将棋など）

問い合わせ先 哲西老人憩いの家（指定管理者：哲西福祉会） ☎94-3533

3 高齢者センター

健康増進、教養の向上、山村地域の産業振興のための施設です。

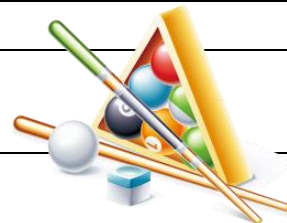
対象の人 高齢者

費用 使用料有り ただし、木工陶芸室は60歳以上無料です

内容 集会室、研修室（和室）、浴室などがあります

問い合わせ先 新見市高齢者センター

（指定管理者：NPO桃太郎ハンズ） ☎78-1166



4 神郷地域福祉センター

生活相談、福祉情報提供により、市民の福祉増進、福祉意識の高揚を図るための施設です。

費用 9時～12時、13時～16時の利用時間で各2,000円

内容 和室、作業室、研修室などがあります

問い合わせ先 新見市神郷地域福祉センター（指定管理者：新見市社会福祉協議会）

新見市社会福祉協議会 神郷支所 ☎92-6677

5 三坂生きがい活動支援センター

健康増進、自立生活の援助等のため、健康づくり支援の場の提供と住民交流の施設です。

費 用 1室1時間につき100円（暖房費は別途必要です）

内 容 研修室などがあります

問い合わせ先 指定管理者：三坂を良くする会（詳細は神郷支局 ☎92-6111）

6 新見美術館

高齢者の教養の向上と生きがいづくり創出のため、新見美術館では敬老週間期間中の割引サービスを実施しています。

対象の人 70歳以上の市民

費 用 敬老週間期間中は観覧無料になります

※敬老週間期間・・・敬老の日から1週間

（別途市報、ホームページ等でお知らせ）

問い合わせ先 新見美術館（指定管理者：新見美術振興財団） ☎72-7851



⑬ 長寿のお祝い

長寿の人に敬意を表しお祝いするとともに、地域社会への参加を推進するため、次の事業を行っています。

1 長寿祝い金贈呈事業

長寿高齢者に祝い金を贈呈し、長寿を祝福します。

内 容 米寿祝い金：年度中に88歳になる人に米寿祝い金を贈呈します
(敬老会などで贈呈します)

百歳祝い金：100歳を迎えられた人を市長等が訪問し、お祝い状と百歳祝い金、花束を贈呈します

問い合わせ先 高齢者支援課 ☎72-6125

2 敬老会助成事業

敬老会を実施する団体に対し助成し、高齢者の地域社会への参加を推進します。

対象の人 75歳以上の敬老者

内 容 地域で開催する敬老会等に対し、主催団体に補助金を交付します

敬老会を開催する場合：1,500円/1人

記念品のみを配布する場合：500円/1人

※地域運営組織がある地区の方は対象外です

問い合わせ先 高齢者支援課 ☎72-6125



第4章 地域で見守り支援する活動



ひとり暮らしや高齢者世帯を地域で見守り支えるため、次の活動を行っています。

1 ひとり暮らし高齢者訪問

ひとり暮らし高齢者を地域の団体等が安否確認し、必要な場合は関係機関へ情報を提供し対応につなげます。

対象の人 80歳以上のひとり暮らし高齢者
(介護サービス等を受けている人は除きます)
内 容 月1回の訪問または電話などによる安否確認をします
問い合わせ先 新見市社会福祉協議会 ☎72-7306

2 避難行動要支援者支援

災害時に自力で避難することができない高齢者等を、避難行動要支援者として台帳へ登録し、民生委員や自主防災組織、消防、社会福祉協議会、警察等と連携を図って、災害時の避難活動に役立てます。

対象の人 災害時に自力で避難することができない人(要介護認定3～5を受けている人、身体障害者手帳1、2級の所持者、療育手帳Aの所持者、精神障害者手帳1、2級の所持者で単身世帯の人、難病患者、自主防災組織等が支援が必要と認める人)
内 容 緊急連絡先、避難場所、地域協力者等の情報を登録し災害時に備えます
問い合わせ先 福祉課 ☎72-6126

3 民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員です。

活 動 地区住民の様々な相談に応じ、行政などの適切なサービスへのつなぎ役として活動します
問い合わせ先 福祉課 ☎72-6126

4 友愛訪問事業

高齢者世帯への訪問活動により、高齢者の孤立防止や地域住民との交流を図ります。

対象の人 75歳以上のひとり暮らし高齢者、80歳以上の高齢者のみの世帯
内 容 各地区毎に年3回弁当や物品を持参して訪問活動を実施します
問い合わせ先 新見市社会福祉協議会 ☎72-7306

5 福祉委員

身近な地域における住民の生活・福祉課題を見守りや声かけを行いながら、早期発見する地域のアンテナ役です。

活動 行政地区単位の見守り役として、民生委員と協力し見守りを行っています

問い合わせ先 新見市社会福祉協議会 ☎72-7306

6 地区社協（地域運営組織福祉部）

地域住民が福祉課題を自分の問題としてとらえ、課題解決に向け協議し取り組む住民全体の地域組織です。

活動 小地域単位ごとに、各種団体の委員や代表者、福祉委員等で協議を行い、見守り活動やふれあい活動などを実施しています

問い合わせ先 新見市社会福祉協議会 ☎72-7306

7 傾聴ボランティア訪問

高齢者の話に耳を傾け、孤独感の解消に努める目的で、傾聴ボランティアが訪問します。

対象の人 ひとり暮らし高齢者・高齢者のみ世帯など

費用 無料

内容 傾聴ボランティアが月1回程度訪問しお話を伺っています

問い合わせ先 新見市社会福祉協議会 ☎72-7306

第5章 主な高齢者施設一覧



施設の種類			施設の名称	住所	定員	電話番号	
自立した人の生活を支援する施設	<u>ひとりぐらし老人等共同生活住宅</u> 経済的や家庭的理由等で独居生活が困難な高齢者が、共同生活により孤立せず健全な社会生活を営むための施設		ひとりぐらし老人等共同生活住宅 桜田荘	大佐永富 1574-1	6 人	98-3600	
	<u>軽費老人ホーム</u>	60歳以上で自立した生活に不安のある人が、安心した生活をおくれる施設	ケアハウスてっせい	哲西町矢田 4351	15 人	94-3533	
	<u>養護老人ホーム</u>	65歳以上で、環境上及び経済的理由で居宅生活が困難な人を養護する施設	新見市養護老人ホーム 和みの郷かなや	金谷 641	50 人	72-1244	
要介護認定者が	特定施設入居者生活介護（日常生活上の介護・機能訓練が受けられる）	<u>軽費老人ホーム</u>	入居している要介護者等に対し、入浴、排せつ、食事の介助、機能訓練を提供する施設	ケアポート生き活き館 新見	上熊谷 810-1	30 人	78-1890
		<u>特別養護老人ホーム</u> （要介護認定者・原則要介護3以上） 原則65歳以上で、食事や排せつなどの介護が常時必要であり、自宅での介護が困難な人を養護する施設	特別養護老人ホーム 唐松荘	唐松 1749-2	130 人	76-1000	
	特別養護老人ホーム ゆずり葉		新見 897-7	90 人	71-0077		
	特別養護老人ホーム おおさ苑		大佐田治部 3221	50 人	98-3600		
	特別養護老人ホーム 哲西荘		哲西町矢田 4351	50 人	94-3533		
	特別養護老人ホーム ケアポート生き活き館 神郷		神郷下神代 4390	50 人	92-9018		



施設の種類			施設の名称	住所	定員	電話番号
介護 や 世 話 や 機 能 訓 練 を う け ら れ る 施 設	介護老人保健施設	病状が安定し、入院治療は必要ではない人が、介護やリハビリテーションを受けて、家庭生活への復帰あるいは家庭生活の継続を目指す施設	介護老人保健施設 くろかみ	高尾 2306-5	100 人	72-9603
			哲多町介護老人保健施設 すずらん	哲多町本郷 1223-3	50 人	96-2080
	認知症対応型共同生活介護	認知症の状態にある要介護者及び要支援者が共同生活住居において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排せつ、食事の介助、日常生活上の世話、機能訓練が受けられる施設	グループホーム げんき	下熊谷 1554-1	9 人	71-2232
			グループホーム 心	唐松 1749-2	9 人	76-9080
			グループホーム ファミリア愛	馬塚 57-1	18 人	72-5222
			おおさ苑グループホーム	大佐田治部 3153	9 人	98-3011
			グループホーム にいざとさくらの丘	神郷釜村 1235-1	9 人	93-9051
			グループホーム 花みずき	高尾 232-2	18 人	71-3030
			グループホーム ウェルネス高尾	高尾 2296-1	9 人	72-5337
	小規模多機能型居宅介護	要介護者及び要支援者が居宅において、または事業所に通い、もしくは短期間宿泊して、入浴、排せつ、食事の介助、日常生活上の世話、機能訓練が受けられる施設	小規模多機能ホーム おいでんせえ	千屋 1667-3	25 人	77-2600
			小規模多機能型居宅 介護事業所 福の木	土橋 1199	25 人	74-9701
			小規模多機能ホーム わきあいあい	大佐小阪部 1510-21	25 人	98-3737
			小規模多機能ホーム にいざとさくらの丘	神郷釜村 1235-1	25 人	93-9051
			小規模多機能ホーム ウェルネスたかお	高尾 2296-1	25 人	72-5337



長寿社会いきいきガイド

発行／新見市 健康福祉部 高齢者支援課

〒718-8501
新見市新見310-3
☎0867-72-6125

